

《選挙広報》令和8年2月8日(日)予定



第51回 衆議院議員総選挙 第27回 最高裁判所裁判官国民審査

○ 今回の選挙は3種類

今回の選挙は衆議院議員の小選挙区選挙及び比例代表選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の3つの投票を行います。

- ① 衆議院議員小選挙区選出議員選挙
(候補者氏名を書いて投票)
- ② 衆議院議員比例代表選出議員選挙
(政党名を書いて投票)
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査
(辞めさせた方がよいと思う裁判官の欄に×を記入し投票)

○ 本町で投票できる方

本町で投票することができる方は、平成20年2月9日以前に生まれた方で、令和7年10月26日以前に本町に転入届出をし、引き続き3ヶ月以上住んでいる方です。



【重要】不在者投票の請求はお早めにお願いします!!

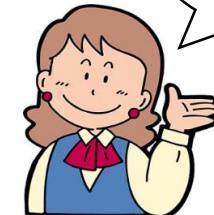
清水町の選挙人名簿に登録されている方で、仕事や旅行等で町外の市町村に滞在されている方は、

滞在先の市町村で不在者投票をすることができます。不在者投票をするには、清水町選挙管理委員会へ

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項をお書きの上、郵送（もしくは直接持込み）又はマイナポータル「ぴったりサービス」で不在者投票用紙等を請求してください。

投票用紙等の往復に時間を要しますので、お早めのお手続きをお願いいたします。

不在者投票の手順は
こちらから!!



投票立会人募集のお知らせ

第51回衆議院議員総選挙並びに第27回最高裁判所裁判官国民審査の投票当日及び期日前投票における投票立会人を次のとおり募集します。

投票立会人は、選挙の公正な執行のため投票事務に立ち会うことが職務で、選挙権を有する方であれば投票立会人になることができます。

また、選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、報酬・費用弁償が支給されます。

希望される方は清水町選挙管理委員会（62-2111）にお申込みください。



区分	月 日	場 所	時 間	募集人数	応募締切	備 考
投票当日の投票立会人	2月8日（予定）	各投票所	7時00分から19時00分まで ※第4～10、12、14投票区は18時00分まで 第13投票区は16時00分まで	各投票区毎 2～3人		
期日前投票の投票立会人	期日前投票の期間 1月28日から 2月7日まで (予定)	役 場	8時30分から20時00分まで	期間中、役場 及び御影支所 とも各2人	1月21日 (水) まで	期間中1日 だけでも 応募可 応募多数の 場合は調整 させていた だきます
		御影公民館	8時45分から17時30分まで			



記載されている執行日は予定であり、実際の投票日と前後する場合があります。
それに伴い、期日前投票の期間等も前後しますので、予めご了承ください。



お問い合わせ：清水町選挙管理委員会 電話 62-2111 【内線 203・204】

HPアドレス <https://www.town.shimizu.hokkaido.jp/election/index.html> ◇発行：清水町選挙管理委員会